

NI+C 期間限定サービス/プログラムのご提供条件に関する特則

お客様と NI+C とは、「NI+C 期間限定サービス/プログラムのご提供条件」（以下「提供条件」といいます。）について、次の通り特則を定めるものとします。

IBM PA マンズリーライセンス用

第 1 条 提供条件第 5 条を以下のとおり変更いたします。

前条の条件に基づき、表記に記載される期間内において有効なサービスがメーカーまたは提供元よりお客様顧客に対して直接提供されます。ただし、自動更新有りを選択された場合で、且つ、ご提供期間終了日の 60 日前までにお客様、NI+C いずれの当事者からも契約を更新しない旨の通知が無い場合、同一期間および同一条件にて契約更新され、以後同様とします。

第 2 条 提供条件第 6 条を以下のとおり変更いたします。

サービス等期間中、お客様は 60 日前までに NI+C 所定の方法にて通知をすることにより、本契約を解約できます。料金支払い済みのサービスを解約する場合、お客様には支払い済みの残存期間に対して月単位で按分されたサービス料金が返還されます。

以上

IBM SaaS SA モデル (IBM Cloud 含む) 用

第 1 条 提供条件第 2 条第 1 項第 1 号を以下のとおり変更いたします。

(1)月払い サービス等期間開始日より起算され請求されます。

第 2 条 提供条件第 4 条を以下のとおり変更いたします。

前条の条件に基づき、表記に記載される期間内において有効なサービスがメーカーまたは提供元より、お客様に対して直接提供されます。

第 3 条 提供条件第 5 条を以下の通り変更いたします。

自動更新有りを選択された場合で、且つ、ご提供期間終了日の 60 日前までにお客様、NI+C いずれの当事者からも契約を更新しない旨の通知が無い場合、同一期間および同一条件にて契約更新され、以後同様とします。ただし、サービス料金については、更新時に金額が変動する可能性があります。更新後は、改定後のサービス料金が適用され、請求されるものとします。

以上

IBM Cloud 用

第 1 条 提供条件第 11 条第 8 項に以下のとおり追加いたします。

サブスクリプション契約が期間満了をもって終了する場合、それ以後、本契約のアカウント所有者の IBM Cloud 環境を使用しない場合は、アカウント停止の申請が必要です。この停止申請を行わない場合、サブスクリプション契約終了後、サブスクリプション契約から従量課金契約に移行し、当該アカウント所有者の IBM Cloud の環境に対して使用量に応じた課金が、アカウントが停止されるまでの間、自動的に継続し、お客様に対する請求書が発行されます。なお、サブスクリプション契約の終了と共に、アドバンスドサポートも終了します。

以上